

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:37

管理番号	108	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲				
提案団体	金沢市				
制度の所管・関係府省庁	内閣府				

求める措置の具体的内容

現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、その他具体的な活動実態を十分把握できていないとはいえず、本市と協働してまちづくりに取り組むNPO法人が固定化することで、本市の協働事業がマンネリ化・硬直化する傾向にある。

また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告」等が皆無のため、「各団体の顔が見えづらい」ほか、団体や法人に関する情報を県のHP等を通じて「断片的にしか取得できない」など、団体の一元的・総体的な管理が不可能なことにより、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。

【制度改正による効果】

権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。

また、相談・申請等に対応する中で、本市職員の「NPO法や協働に関する知識の習得」、「協働意識の醸成」等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。

さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかる時間が不要となり、機を逸することなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。

根拠法令等

特定非営利活動促進法第9条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:15

管理番号	308	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件拡充				
提案団体	熊本県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】へき地診療所を支えるへき地拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、へき地拠点病院からへき地診療所への医師派遣が厳しい状況にある。

【制度改正の必要性】平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」第3条1号イ「へき地にある診療所」を「へき地にある診療所又はへき地医療拠点病院」に改め、へき地医療等を行う社会医療法人の認定要件を拡充し、その数を増やすことで、へき地医療拠点病院の支援体制を確保する。

(参考)本県では、県内のへき地診療所17か所のうち、常勤医師を確保できている診療所は4か所のみ。また、へき地医療を支えるへき地医療拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、ここ10年でピーク時から約30%減少している病院もある。

根拠法令等

医療法第42条の2
平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」
厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:15

管理番号	387	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、地域の医療提供体制を確保するため、例えば、当該施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合や事業規模が一の県に集中している場合は、一の県に医療施設を設置する医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。

(参考)

「同等の取扱い」とは、一の県のみで救急医療確保等事業を行っていれば認定要件を満たすこととすることを指す。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が厚生労働大臣による社会医療法人の認定を得るためには、厚生労働省医政局長通知に基づき、それぞれの県の医療施設において救急医療確保等事業を実施することが要件の一つとして定められており、一の県にしか施設を有さない医療法人と比較しハードルが高い。そのため、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県に置く医療施設の数が少なく、不採算の場合、一方の県の全ての医療施設を廃止する可能性がある。そうした場合、廃止となる地域に他の医療施設が少ない場合、医療の安定的な提供体制が崩壊するおそれがある。

【改正の必要性】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人の認定を得る場合において、例えば「定住自立圏」を県境を越えて形成している場合又は事業規模(経営規模・人員規模等)が一の県に集中している場合、社会医療法人の認定にあっては一の県に医療施設を設置しているとみなし、一の県のみ医療施設を置く医療法人と同様の取扱いとする。

そうすることで、社会医療法人の認定のために、一の県の医療施設を廃止する等の動きを誘発することはなく、引き続き医療提供が継続されるため、関係県の地域住民にとってもウインウインの関係を築くことができる。(なお、一旦社会医療法人の認定を受ければ、その後、不採算の医療施設を廃止するためには、それまでの税の優遇措置分も返還する必要があるため、医療法人に対し施設廃止の動きに一定のブレーキがかかる。)

根拠法令等

医療法第42条の2

厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:17

管理番号	600	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の受給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法律上、学校設置者を通じて都道府県に対し申請等を行うこととなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都府(教育委員会))とで、所得制限基準該当性・加算支給基準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっている状況がある。

【制度改正の必要性】

就学支援金は、授業料へ充当するものであるため、各高等学校等と学校設置者間で認定等の事務が完結することで十分足りると考えるため、都道府県知事・都道府県教育委員会が行う就学支援金に係るすべての事務・権限を市町村に移譲するとともに、財源も含めて、国から直接指定都市・中核市に交付される枠組みを提案する。なお、今回は、設置校・生徒数が多い指定都市・中核市を対象に移譲を提案する。

また、現在、都道府県における事務(所得確認事務等)については、学校設置者や外部団体等に委託可能であるが、都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なる(A県では都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村等)のは、兄弟姉妹が異なる都道府県の高等学校に通う保護者等にとってわかりにくいこと、また、毎年都道府県において委託契約の締結事務や、受託者への就学支援金の支払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的に対応することを提案する。

根拠法令等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第6条、第8条～第11条、同施行規則第3条、第4条、第8条～第12条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:16

管理番号	92	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止				
提案団体	新潟市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。

(参考)

指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。

また平成29年度には(特別支援学校(小・中学部)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数権等も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。

【支障事例】

一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後もさらに特別支援学校への就学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。

【実現した場合の効果】

特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置について、総合的な施策を展開することが容易となるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。

【3次勧告以降の事情変更】等は別紙のとおり

根拠法令等

学校教育法第4条第1項第2号

新潟市提案 【市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止】

1 3次勧告以降の事情変更

以下のア～オの事情変更により、新潟市においては特別支援教育・特別支援学校の運営事務が定着していると考ええる。

ア 特別支援学級（児童生徒数）増（※別紙2バックデータのとおり）

イ H22 西特別支援学校開設により1校→2校に増

ウ H19 特別支援教育サポートセンターを開設し、発達検査や就学相談、教育相談、巡回相談、教員研修等の学校支援等に当たっている

エ H26 各区に教育支援センターを設置し、障がい児の就学指導を担当する指導主事を配置（就学指導の充実）

オ 平成26年度より市独自で特別支援学校教員を採用

2 特別支援学校分離の際の具体的支障

平成22年度の特別支援学校分離時は（現在も含め）、定数権が県にあり、認可申請に至るまでの県との事前協議において、特に定数等の調整に時間を要した。平成29年度に定数権が指定都市に移譲されれば、県との事前協議の負担は軽減すると想定されるが、加えて、規制緩和により届出制となれば、より主体的な立場で事前協議に臨むことができるなど、定数権移譲に合わせて設置認可権限を規制緩和することが、地方分権の流れに沿うものと考ええる。

3 今後の計画

現在のところ具体的な計画はないが、市立特別支援学校（高等部）の設置が保護者の要望としてあがっている。

4 認可制の見直しが必要な実態の有無

県とは、認可の手続きに至るまでの事前協議に長時間をかけている。規制緩和されても事前協議が引き続き必要であるが、「県の認可」と「県への届出」の立場の違いは明確であり、後者の方が地方分権の流れに沿うものと考ええる。

5 広域的バランスを考慮する必要性と対応策

広域的なバランスとともに、少子化に伴う市内の学校の適正配置については特別支援学校を含めて考える必要がある。

また、H27から認可制でなくなる市立高校等の設置についても、県から「県立高校等の募集学級・定員を策定する際重要であるため事前協議が必要」と課題が出されている。特別支援学校についても同様に県との事前協議を行うことで広域的なバランスは考慮されると考える。

広域的なバランスの考慮の面を考えたとしても、特別支援学校だけを規制緩和から除外する理由として十分であるか疑問である。

新潟市立小中学校の特別支援学級の学級数

※学級数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増減
小学校	学級数	144	187	
中学校	学級数	72	93	
計	学級数	216	280	64学級増(約 1.3倍)

新潟市立特別支援学校の学級・児童生徒数

※学級数, 児童・生徒数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増減
特別支援学校	学級数	43	60	17学級増(約 1.4倍)
	児童・生徒数	164	222	58人増(約 1.4倍)

※平成22年4月に分離新設し2校となった

<参考>

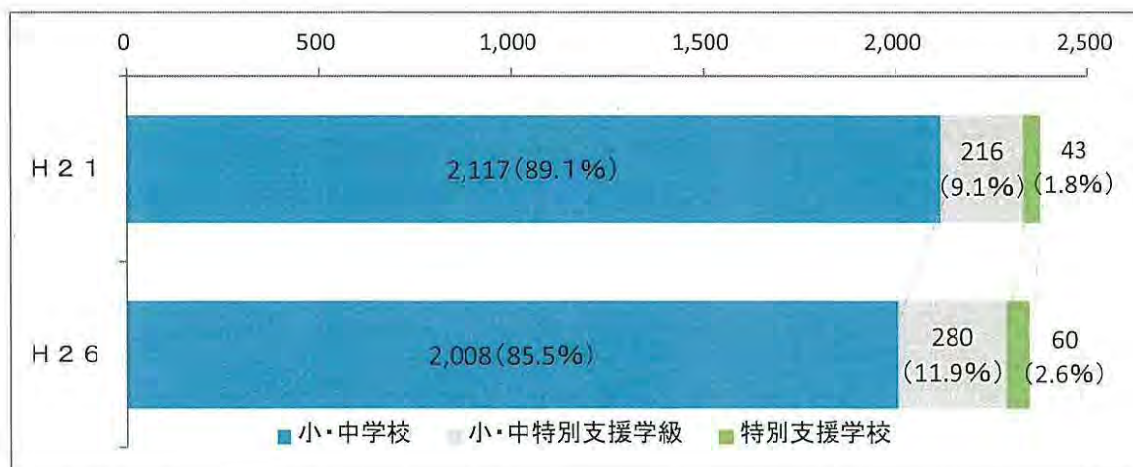
新潟市立小中学校の学級数(特別支援学級を除く)

※学級数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増減
小学校	学級数	1493	1420	
中学校	学級数	624	588	
計	学級数	2117	2008	109学級減(約 0.9倍)

学級数の推移

※数字は学級数, ()は全体に占める割合



平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:16

管理番号	289	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	市立総合支援学校(特別支援学校)の設置の際の都道府県の認可の廃止				
提案団体	京都市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。
(参考)
指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。
直近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学科の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。
上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることができる。
また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、校種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に進捗できないなどの支障をもたらす可能性がある。
なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。

根拠法令等

学校教育法第4条
学校教育法施行規則第3条～第19条